

令和 7 年 9 月 3 日
清掃・リサイクル部
事業課

リチウムイオン電池等の行政収集の実施について

1 主旨

近年、全国的にリチウムイオン電池に起因する廃棄物処理施設や収集運搬車両の火災事故等が頻繁に発生しており、廃棄物処理施設が稼働停止し、廃棄物処理が滞るなど生活環境の保全に大きな影響を及ぼしている。

区においても、これまで対応策の検討を進めてきたが、課題となっていたリチウムイオン電池収集後における適正処理について、対応可能な事業者の確保に目途が立ったため、本年 10 月より行政収集を実施する。

2 リチウムイオン電池等の行政収集の概要

(1) 新たに収集対象とする品目

リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池及びこれらを内蔵した製品（以下、「充電式電池等」という。）



※対象例：モバイルバッテリー、電子タバコ、コードレス掃除機等のバッテリー、ハンディファン（小型扇風機）、電動歯ブラシ、電気かみそりなど

(2) 排出・収集方法

不燃ごみ（月 2 回）の日に、集積所において収集する。

※ 他の不燃ごみとは分け、中身の見える別袋に入れ、「充電電池」などと袋に直接書く、もしくは紙に書いたものを袋に貼っていただく。

※ 端子部分にはテープなどで絶縁処理をお願いする。

※ 国は、本年 4 月に各区市町村に対して集積所収集を基本として分別収集を行うよう、通知を発出している。

(3) 集積所での行政収集の開始日

令和 7 年 10 月 1 日

(4) 排出想定量

充電式電池 約 14.6 t / 年

充電式電池内蔵製品 約 3.0 t / 年

(5) 膨張・変形した充電式電池等及び大型の充電式電池等の取扱い

①膨張・変形した充電式電池等

火災のリスクを鑑み、集積所での収集は行わず、各清掃事務所やエコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課まで持参いただくようお願いする。

②大型の充電式電池等の取扱い

1 辺の長さが 30 cm を超える充電式電池等は、粗大ごみとして取扱うこととし、他の粗大ごみと同様に事前申込みにより収集する。

(6) 収集後の処理について

再資源化事業者に希少金属の売却及び再資源化の処理を委託する。

3 必要経費等（令和7年度分概算）

（1）必要経費（6か月分）

約4,400千円（不燃ごみ選別委託、電池処理委託、一時保管容器購入等）

（2）特定財源（6か月分）

約2,200千円（都環境政策加速化事業補助金 補助率1／2）

（3）希少金属の売却益（6か月分）

約60千円

4 区民周知等

（1）各種広報媒体による周知（9月中旬～）

① 9月中旬より、区ホームページ（トップページ）、X（旧 Twitter）、メルマガ、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、エフエムせたがやなどの各種広報媒体を通じて周知する。

② 区のおしらせ10月1日号の1面により周知

③ 毎年11月に全戸配布を行っている「資源とごみの収集カレンダー」において対象品目や分別方法について案内を行う。

（2）町会等を通じた周知（9月上旬～）

各まちづくりセンターを通じて、町会長会議での周知及び町内でのチラシ回覧の依頼を行う。

（3）その他

業界団体（一般社団法人JBRC）が区内14箇所の家電量販店等において設置している収集ボックスの活用について、引き続き区ホームページ等で区民周知を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月上旬～ 町会等を通じた周知

9月中旬～ 各種媒体による周知

10月1日 充電式電池等の行政収集の開始

区のおしらせ10月1日号（1面）での周知

11月～ 「資源とごみの収集カレンダー」全戸配布による周知

10月1日から
不燃ごみの日に

リチウムイオン電池などの 集積所での収集を開始します

■対象品目

更に詳しい案内は、右下の「二次元コード」より区のホームページへ

① 充電式電池



- ・リチウムイオン電池
- ・ニッケル水素電池
- ・ニカド電池



※「リサイクルマーク」が目印

② 充電式電池が外せない内蔵製品 ※一例



モバイル
バッテリー



ハンディ
ファン



電気
シェーバー



ワイヤレス
イヤホン



加熱式
たばこ



ゲーム機器・
コントローラー

※膨張・変形したものは集積所には出せません!!(発煙・発火の危険があるため)

各清掃事務所(世田谷・玉川・砧)、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、事業課まで持参してください
※30cmを超えるものは「粗大ごみ」(受付センター:03-5715-1133)
※事業活動に伴って生じたものは、区では収集できません

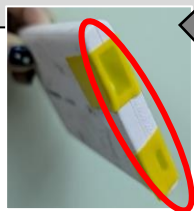
■不燃ごみの日の出し方

[手順1]

充電式電池の残量がなく、電源ボタンを押しても
機器が作動しないことを確認

[手順2]

ビニールテープ等で端子・ケーブル
の差込口を覆い、絶縁処理



[手順3]

他の不燃ごみとは別の袋に入れて
袋に「充電式電池」などと表示



[手順4]

不燃ごみ(月2回)の日の朝8:00
までに資源・ごみ集積所へ出す



【問い合わせ】せたがやコール 03-5432-3333

(本チラシ発行) 清掃・リサイクル部 事業課

裏面もご覧ください

■区ホームページ/外国語翻訳可能

→English

→简体中文

→한국어

→Other Languages



調整中

Q.「充電式電池」ってどんなもの？

充電して繰り返し使用できる電池のことです。電源につながなくとも動く電気製品には充電式電池が使用されていることが多いです。

Q.なぜ他の不燃ごみとは「別の袋」に分ける必要があるの？

近年、可燃ごみ等に混ぜて捨てられた充電式電池を原因とする火災事故が増えています。充電式電池は、強い衝撃や圧力が加わると発煙・発火する恐れがあるため、他の不燃ごみとは別の袋で排出していただくことで、より安全に収集や選別等を行うことができます。適正な分別・排出にご協力をお願いします。

充電式電池が原因と思われる車両火災 →



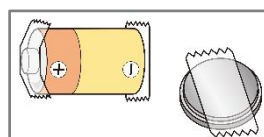
Q.膨張・変形したものはどこに持っていけばいいの？

発煙・発火の危険があるため、集積所には出せません！テープを貼って絶縁し、以下の窓口を持参してください。

※持参される際の事前連絡は不要です

世田谷清掃事務所(3425-3111)	上馬5-21-13	月～土 8:30～17:00 ※年末年始除く
玉川清掃事務所(3703-2638)	野毛1-3-7	
砧清掃事務所(3290-2151)	八幡山2-7-1	
エコプラザ用賀 (3708-4081)	用賀4-7-1	火～日 9:00～17:00 ※施設維持管理日、年末年始除く ※月曜日が祝日の場合は翌平日が休館日
リサイクル千歳台 (5490-1020)	千歳台1-1-5	火～日 10:00～16:00 ※施設維持管理日、年末年始除く ※月曜日が祝日の場合は翌平日が休館日
清掃・リサイクル部 事業課 (6304-3297)	松原6-3-5	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く

Q.「その他の電池」は、どのように出せばいいの？

乾電池 ※充電できないもの	・アルカリ電池 ・マンガン電池 ・リチウム電池	不燃ごみ ※電池両極にテープを貼り 絶縁処理してください	
コイン電池	型式記号が CR・BR		
ボタン電池	型式記号が SR・PR・LR 	区では収集できません！ ※販売店やボタン電池回収協力店のボックスに入れてください ※設置場所は、二次元コード参照	

Q.不燃ごみの日に充電式電池以外に「別の袋」で分けて出すものはあるの？

スプレー缶やカセットボンベ、ライターも他の不燃ごみとは分けて、別の袋で排出していただくことで、安全に収集・選別等を行うことができます。ご協力をお願いします。

